

受 理 番 号	件 名
陳情第 4 号	不誠実な陳情審査を改めることを求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	議会運営委員会

(要旨)

陳情第 105号「実効性のある受動喫煙防止の施策の推進を求める陳情」他 1 件は、平成31年第 1 回調布市議会定例会に提出され、結果は「継続審査」となった。

そして、少なくとも陳情第 105号は、議員任期末の2019年 5 月31日までに厚生委員会も本会議も開催されなかったもので、廃案になったとのことである。

その結果、陳情者にもう一度第 2 回定例会（以降）に同様の陳情を提出する不利益を強いることになる。「継続審査」という「看板に偽りあり」である。

このような結果になることが事実上わかっているにもかかわらず、第 1 回定例会の厚生委員会においてほとんど内容に立ち入った審査もされず、「継続審査」としたことは、日本国憲法第16条が保障する国民の請願権を軽視する不誠実な議会運営であり、改めなければならない。市長提出案件でも同様のことが行われているだろうか。

「継続審査」とした以上、責任を持って議員任期末までに厚生委員会及び本会議を開催して、審議すべきである。そうしなかったのは、職務怠慢であり、不作為の作為である。

第 1 回定例会時点で、それ以降 5 月31日までに厚生委員会も本会議も開催する意思がないなら、「継続審査」とするのではなく、審査を尽くした上で、結果として「審議未了」とすべきである。それが、正直で、誠実な態度であり、市民から負託を受けた議員として 4 年間の職責を全う

することであり、「立つ鳥跡を濁さず」である。

今後同様の事案が発生する可能性があるのは4年近く後だが、以上の
ような不誠実な陳情審査を改めることを求める。

以上について陳情いたします。